

## 資料3

### 収賄事件にかかわる事実経過と再発防止に向けた検討課題の整理 (概要版)

平成16年6月

契約事務改善検討委員会

## はじめに

平成 16 年 3 月 8 日、契約課長が区の総合庁舎の清掃業務契約に関連して業者から現金を受け取る収賄容疑で逮捕された事件を受け、区政への信頼回復を図る目的で、政策会議の下部組織として契約事務改善検討委員会が設置された。

改善委員会では、今回の収賄事件が起きた原因・背景について、契約手続きを中心に調査・検討を行うこととし、今回、事実経過の整理・分析と検討課題の整理を行ったので、現時点での調査結果の報告を行う。

なお、今後、「清掃委託契約実態」「公益法人等における契約実態」「区の契約実態」の調査を行い、「入札、契約にかかわる改善策」の検討を引き続き行う。

## 1 収賄事件の概要と対応

### (1) 概要

前契約課長は、業者から、区が発注する総合庁舎清掃業務委託の入札に関して、有利な取り計らいを受けたい趣旨で供与されるものであることを知りながら、2度にわたり現金 100 万円ずつ、合計 200 万円の供与を受け、もってそれぞれ自己の職務に関して賄賂を収受したことで逮捕（平成 16 年 3 月 8 日）起訴（同年 3 月 26 日）された。

### (2) 対応

ア 改善委員会の設置（平成 16 年 3 月 10 日）

イ 職員への周知及び指導

ウ 関係人の処分

- ・前契約課長 「懲戒免職処分」(平成 16 年 4 月 6 日付け)

- ・上司（元総務部長及び前総務部長）

「管理監督責任」として「減給 1 / 10 , 1 か月」が相当であるとしたが、退職により平成 16 年 4 月 14 日に自主返納

- ・助役 同様の趣旨から自主返納

## 2 契約事務改善検討委員会の設置

今回の事件に関して事実経過や問題点の抽出を調査検討し、再発防止策の策定や契約事務の改善に取り組むとともに、関係人から事情聴取を行い、事件の事実経過確認に努める。

平成 16 年 3 月 12 日の第 1 回委員会以降 9 回にわたって開催。

## 3 目黒区における契約方法 (略)

## 4 施設管理業務に関する契約方法について

( 1 ) 年間契約における見積り合せ

施設管理業務( 清掃業務を含む )など年度の初日である 4 月 1 日から業務開始されるものは、年度開始前の 3 月以前に請負業者を決める必要があるため、予算執行行為と見なされる「入札」を実施することはできず、予算執行行為と見なされない「見積合せ」によって 4 月 1 日付けの契約へ向けた事務処理を行ってきた。「見積合せ」による契約は、指名競争入札に準じた形で処理されているものの、地方自治法上の区分としては随意契約に該当するものである。

( 2 ) 施設管理業務の随意契約期間

施設管理業務は、指名競争入札に準じた「見積合せ」によって契約を行った後、約 3 年から 5 年間は、履行状況が良好である場合に限り、現行の請負業者と随意契約によって処理されてきている。

## 5 総合庁舎( 本館 ) 清掃業務委託契約の経過について

( 1 ) 平成 15 年度総合庁舎( 本館 ) 清掃業務委託契約

- ア 総合庁舎維持管理業務の分割発注( 平成 14 年 10 月下旬 )  
「設備運転監視業務」「警備受付等業務」「清掃業務」に区分し発注
- イ 平成 15 年 1 月から同年 3 月までの総合庁舎維持管理業務の契約( 平成 14 年 11 月頃 ) と 15 年度契約方法( 見積合せ ) の決定
- ウ 見積合せ参加業者候補リスト( 40 社 ) の作成( 平成 14 年 12 月 ~ 15 年 1 月初旬 )
- エ 総合庁舎清掃業務の分割発注( 本館と別館に区分 )( 平成 15 年 1 月末頃 )  
40 社のリストに別館用として 6 社追加
- オ 前契約課長の収賄( 平成 15 年 1 月 )
- カ 「修正候補リスト」への追加( 平成 15 年 2 月上旬 )  
営業活動を確認し、数社追加
- キ 見積合せ参加業者の選定( 8 社 )( 平成 15 年 2 月中旬 )
- ク 見積合せの実施( 平成 15 年 3 月 4 日 )  
千代田ビル管財(株) 1740 万円( 税抜き ) で契約予定者となる。日本ビルシステム(株)は、1800 万円( 税抜き ) 受注できなかった。
- ケ 契約締結( 平成 15 年 4 月 1 日 )

( 2 ) 平成 16 年度総合庁舎( 本館 ) 清掃業務委託契約

- ア 本館清掃業務委託契約の取扱い( 平成 15 年 12 月 )  
千代田ビル管財(株)から、随意契約は受けられないので、仕切り直しをしてほしいとの申し出

- イ 千代田ビル管財(株)からの参考見積りの提供（平成 16 年 1 月 14 日）
- ウ 前契約課長の収賄（平成 16 年 1 月）
- エ 本館清掃業務委託の見積合せ参加業者の決定等（平成 16 年 2 月第 1 週）  
8 社選定（千代田ビル管財(株)は除く）
- オ 日本ビルシステム(株)社長の逮捕に伴う代替業者の選定等（平成 16 年 2 月中  
～下旬）  
日本ビルシステム(株)に関し、同社社長が他の贈賄事件で逮捕されたため  
3 か月の指名停止処分。2 月 27 日に 8 社に対する現説の実施。
- カ 千代田ビル管財(株)の来訪（平成 16 年 3 月 1 日）  
千代田ビル管財(株)が契約課に来訪し非指名理由の説明と追加指名を求めた  
のに対して、検討する旨回答。
- キ 千代田ビル管財(株)を見積合せ参加業者として追加決定（平成 16 年 3 月 1 日）  
事実上、前契約課長の判断で同社を参加業者に加えることを決定。
- ク 見積合せの実施（平成 16 年 3 月 5 日）と契約締結（平成 16 年 4 月 1 日）  
5 日午前 10 時に 9 社参加による見積合せが行われ、千代田ビル管財(株)が 1  
回目に最低額の 2,880 万円（税抜き）を提示したので契約予定者として決  
定。4 月 1 日に同社と随意契約により契約を締結。

## 6 総合庁舎（本館）清掃業務委託契約における収賄行為の影響

### （1）本館清掃業務委託契約における収賄行為の影響

業者選定における有利な取り計らい、及び予定価格の教示は確認できない。また、仮にあったとしても見積合せの結果、千代田ビル管財(株)が上記契約の相手方になっており、契約の効力に影響を及ぼすものではない。

なお、談合等不正行為の有無について確認するため、本件見積合せに参加した業者に対し事情聴取を行ったが、不正行為等の事実は確認することができない。

### （2）本館清掃業務委託契約における収賄行為の影響

15 年度同様に業者選定における有利な取り計らい、及び予定価格の教示は確認できない。また、同社は別件による指名停止処分によって、本件契約に関与することができなかつたため、本件契約が影響を受けることはない。

### （3）収賄行為の背景

関係者の事情聴取等から、当該契約事務の執行に係る管理監督者等が収賄に関して指示命令や、収賄行為の黙認等の事実は確認できなかったため、本件収賄行為は契約課長が個人的に行ったと考えざるを得ない。ただし、不正行為を未然に防げなかつた点で、契約事務執行に係わるシステムや組織に関して改善すべき課

題等がある。

## 7 本館清掃業務委託契約における見積合せ参加業者の追加の影響等

### (1) 見積合せ参加業者の追加の影響

現説後の追加に関しては、全指名業者数を同時に決定して、同一条件の下で公正に進めなければならない契約手続きから見て、不適切な対応である。しかし、手続き的な不適切さがあったとしても、それが契約そのものに影響を及ぼすものではない。ただし、この点については別途服務上の検討が必要。

### (2) 管理監督者のかかわり

本館清掃業務委託契約の見積合せに当たり、前契約課長が現場説明終了後に1社追加する決定を事実上行ったが、その後、見積合せ実施までの間に上司による決裁が行われている。

## 8 総合庁舎清掃業務委託契約に係わる問題点

### (1) 契約事務執行に関する手続き規程の整備が不十分

契約方法の選択や入札の事務手続きなどについて体系的整備が不十分。

### (2) 指名業者の不明瞭な選定

不明確な指名業者選定方針のため、担当者の裁量範囲が大きい。

### (3) 契約事務執行に関するチェック機能の不備

業者選定などにおける、チェック機能が不十分。

### (4) 業務所管との役割分担の不明確さと事案処理の不備

発注単位の決定方針などについて必要な事案決定手続きが取られていない。

### (5) 業務執行における予算計上方法との不整合

年度当初開始業務に係る業者決定方法と予算執行の矛盾

## 9 再発防止に向けた検討課題

### (1) 契約制度の改善（IT活用・競争入札等の適用範囲の拡大など）

### (2) 契約手続きの体系的整備（契約担当者の裁量範囲の見直し・チェックシステムの整備など）

### (3) 指名業者選定のあり方の見直し（選定基準の見直し・選定理由の明確化など）

### (4) 契約事務監視体制の整備（第三者による監視の仕組みの導入）

### (5) 業務の方針決定に基づく適切な事務手続き

### (6) 公務員倫理の徹底（倫理に関する規程整備・内部公益通報制度・要望記録公表制度の導入・人事管理の見直しなど）

## 10 これまでのまとめ

検討課題として整理した諸点に関して入札、契約手続きを抜本的に見直すことが必要であり、また、特に契約事務の公正性、透明性、競争性を担保するためには、第三者機関である入札監視制度の創設が不可欠であると考えられる。

さらに、今回の事件の再発を防止し、公正、適切に契約事務を執行していくためには、公益通報に関する本区独自制度の整備や行政執行への不正な働きかけ等に対する制度的な対応など、適正な業務執行を支える仕組みについても検討する必要がある。

なお、職員の公務員倫理の徹底について、研修や講習等を従来以上に充実、強化して実施するなどの対策を講じるとともに、何らかの制度的整備なども視野に入れた検討も課題といえる。